

公益社団法人日本図書館協会短期大学・高等専門学校図書館部会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本図書館協会(以下「本法人」という)の定款(以下「定款」という)第50条の規定及び本法人の活動部会通則規程(以下「部会通則」という)第9条に基づき、短期大学・高等専門学校図書館部会(以下「部会」という)の組織および運営等に関して必要な事項を定め、部会の、円滑で活発な部会運営の進展に資することを目的とする。

(名称)

第2条 この部会は短期大学・高等専門学校図書館部会と称する。

(部会の設置目的)

第3条 部会は、部会通則第4条第1項第3号に定める学校教育法第83条の規定に基づく短期大学の図書館のほか、同法第115条の2の規定に基づく高等専門学校の図書館及びこれに準ずる図書館の発展向上をめざし、共通問題の研究調査およびその実施促進をはかり、併せて相互の連絡調整を行なうことを目的とする。

(事業)

第4条 部会は前条の目的を達成するため、おおむね次の事業を行なう。

- (1) 会員の研修に関する事
- (2) 会報の発行等に関する事
- (3) 研究調査に関する事
- (4) その他この部会の目的を達成するために必要な事業

(会員の構成)

第5条 部会の会員は、定款第6条第1号に定める正会員である個人会員及び施設等会員のうち部会に所属することを申し出た者とする。

2 部会は必要に応じ、分科会、専門委員会を置くことができる。

(部会の役員)

第6条 部会に次の役員を置く。ただし、短期大学1名以上、高等専門学校1名以上および個人会員若干名をもって構成する。

- (1) 部会長 1 名
- (2) 副部会長 2 名
- (3) 幹事 10 名以内

(役員の仕事)

第 7 条 部会長は部会を代表し、会務を統括する。

- 2 副部会長は部会長を補佐し、部会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 前条の役員をもって幹事会を構成し、部会長がこれを招集する。ただし、幹事会の開催が困難な場合は、書面または電磁的方法により幹事会に代えることができる。

(役員を選出・任期)

第 8 条 部会長、副部会長は、幹事の互選をもって決める。

- 2 幹事は、施設会員については、短期大学および高等専門学校の図書館の構成員より、個人会員については、幹事会の推薦により、部会総会において選出する。
- 3 部会の役員は、部会長が任命する。
- 4 部会の役員の任期は、原則として 2 年とし、2 回まで再任されることができる。ただし、相当の理由がある場合は、この限りではない。

(本法人代議員の推薦)

第 9 条 本法人の代議員選挙規程第 19 条の規定により、代議員候補者の推薦を行う場合、部会長は幹事会の承認を経て、本法人の選挙管理委員会に推薦する。

- 2 代議員候補者は、短期大学及び高等専門学校から 2 名を推薦する。
- 3 前 1 項により選任された代議員が欠けた場合には、部会長は前項の手続きにより、速やかに補欠の代議員を推薦するものとする。

(部会総会)

第 10 条 部会総会（以下、「総会」という。）は、部会通則第 8 条の定めるところによる。

- 2 総会は部会長が招集する。
- 3 総会の議長は、総会においてその都度決める。
- 4 総会は、所属部会員の 10 分の 1 以上の出席（委任状および代理者を含む）をもって成立する。ただし、5 項により、部会長があらかじめ書面または電磁的方法により通知した事項に対する、部会員による書面または電磁的方法による表決への参加をもって、総会への出席と見なす。

5 部会長は総会の開催が困難であると判断したときは、書面または電磁的方法により総会に代えることができる。その場合、部会長は書面または電磁的方法により総会を開催することを当該構成員に伝え、また、審議事項と表決期限等の必要事項を伝えなければならない。ただし、この方法によりがたい場合は、幹事会で検討し、部会員へ周知する方法を決定することができる。

6 総会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 総会に付議する事項は、幹事会が準備する。

(経費)

第 11 条 部会の経費は、部会通則第 12 条の規定による。

- (1) 本法人の部会活動配分経費
- (2) 研修会参加費等、部会活動事業による受益者負担金
- (3) 本部会の活動を指定した寄附金および補助金等

(活動報告)

第 12 条 部会長は、部会通則第 13 条の規定により、部会の活動状況を理事長に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第 13 条 部会規程の改廃は、部会総会の議決を経て、理事会の承認による。

附則

- 1 この規程は、平成 26 年 6 月 13 日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、社団法人日本図書館協会短期大学図書館部会規程は廃止する。
- 3 2021(令和 3)年 8 月 19 日に施行し、2021(令和 3)年 4 月 1 日から適用する。